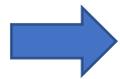


気象警報発令・風水害等の発生における対応について

時下、保護者の皆様におかれましてはご健勝のこととお慶び申し上げます。
さて、大雨・洪水・台風等に伴い、尾道市に警報が発令された場合の基本的な対応が、
尾道市の小学校で次のように統一されています。
児童の安全確保のために皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

- (1) 午前6時の時点で、『特別警報』『警報』（大雨，洪水，暴風，暴風雪，大雪）が
尾道市に発令されている場合



臨時休業

- (2) 午前6時から始業時刻までの間に、上記特別警報・警報が尾道市に発令された場合



臨時休業

※すでに登校した児童については、下校もしくは保護者にお迎えをお願いします。

- (3) 始業時刻を過ぎてから、上記特別警報・警報が発令された（また予想される）場合



①授業切り上げか、または通常授業かを決定
②保護者のお迎えによる直接引き渡し、または集団下校

- (4) 警報は出ていないが、児童登校前に、地域的に豪雨・強風になった場合



状況に応じた対応（例：自宅待機，臨時休業等）

○上記（1）～（4）の連絡方法について

- ・メール配信システムに登録されている方については、メールで確認して下さい。

○児童への指導について

- ・臨時休業中は外出しない。
- ・増水している河川に近づかない。
- ・高波の恐れのある海岸には近づかない。
- ・地盤が緩んでいる箇所には近づかない。

○その他

- ・臨時休業の際は、学校給食は停止します。
- ・原則として、放課後子ども教室は中止になります。



※各家庭におかれましても、テレビ等で、警報発令の有無や天候状況をお確かめ
いただきますようお願いいたします。

緊急時児童引き渡し

午前6時から始業時刻までの間に、上記特別警報・警報が尾道市に発令され、すでに児童が登校している場合や始業時刻を過ぎてから、上記特別警報・警報が発令された（また予想される）場合には、保護者の方にお迎えに来ていただくことになります。

その際、児童を安全に引き渡すために、緊急時に児童を引き渡しさせていただく方の確認をいたします。

については、児童の引き渡しに来られる方の氏名、住所、電話番号、児童との関係を下記の表に記入して、担任へ4月22日（金）までに提出してください。

----- 切り取り線 -----

(児童名) 年 氏名		きょうだい 年 氏名 年 氏名 年 氏名	
番号	引き渡しできる方の氏名	連絡先（住所・電話番号）	児童との関係
1		住所 電話	
2		住所 電話	
3		住所 電話	
4		住所 電話	
その他	(学校に伝えておきたいことがあれば記入して下さい。)		

※可能な範囲でご記入をお願いします。